

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部介護保険課給付係
 問合せ先 03 - 5803 - 1388

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	訪問介護利用者負担軽減特別対策事業助成金								
根拠規定等	文京区障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業実施要綱								
創設年月	平成	12	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	21年	終了予定年月	
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5民生費	1社会福祉費	3介護保険費	3訪問介護利用者負担軽減特別対策事業	1訪問介護利用者負担軽減特別対策事業				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	訪問介護を利用する低所得者のうち、障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層により利用者負担額なしで利用していた者に対し、訪問介護等の利用に係る利用者負担金の全額を助成し、もって障害者の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。					
補助事業等の内容	障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層により利用者負担額なしで利用していた者が、年齢到達により介護保険被保険者となった場合、訪問介護等の利用に係る利用者負担額の10割の額を助成する。					
補助対象経費の内容	訪問介護等の利用に係る利用者負担額。					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 10/10 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 { 現金給付のため介護保険給付実績により確認する。 }					
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 負担割合		区 1/4	国 1/2	都 1/4	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由			

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	0	0	0	1
決算(予算)額	0	0	0	36
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	27
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	9
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	-	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	-	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	-	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	対象者が境界層のみとなった平成20年度以降、当該事業の対象者は0件である。
課題	社会情勢の変化に合わせた検討を継続する必要がある。
今後の方向性	低所得の障害者対策として必要であり、今後も継続する。また、障害福祉課と密接に連携しながら対応していく。